

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
通信政策特別委員会 ユニバーサルサービスWG(第3回)
事業者ヒアリング ご説明資料

2024年3月6日

ソフトバンク株式会社

国民生活に不可欠な通信サービスの
あまねく提供を確保する法制度は極めて重要

時代に応じたアップデートを行いつつも、
長年積み重ねてきた政策議論を踏まえた、慎重な検討が必要

「2025年を目途にNTT法を廃止」といった
あらかじめ法形式を定めた上での議論ではなく
国益や国民の声を反映しつつ

時代に即した規律や法形式の在り方を検討することが適切

181者

日本全国の電気通信事業者、自治体等
(MNO/CATV/ISP/電力系等)

電電公社由来の資産を継承するNTTが、公益的な責務（ラストリゾート）を負わなくなることを懸念し

NTT法の「**廃止**」に断固反対

検討の前提

ユニバーサルサービス制度の位置づけ

国民生活に不可欠な通信サービスのあまねく提供を確保するためのユニバーサルサービス制度は、国益・国民生活の観点で非常に重要

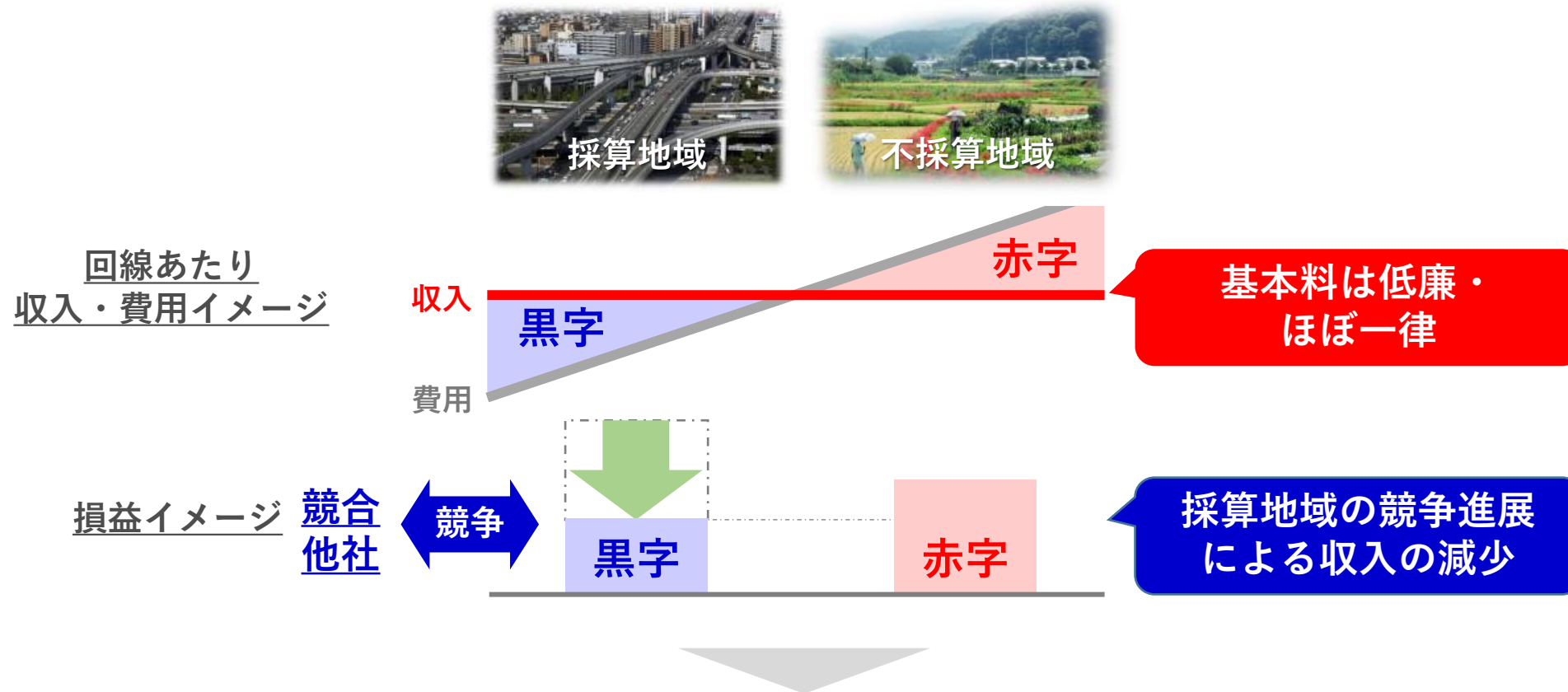


デジタル田園都市国家構想・Society5.0・デジタル社会形成基本法



ユニバーサルサービス制度の経緯

もともとユニバーサルサービス制度は、競争原理の導入に伴い不採算地域でのサービス提供が困難になるおそれから生まれた制度



競争での確保が可能な範囲は競争に委ね、
競争で確保できない部分にフォーカスした制度検討が必要

現状のユニバーサルサービス制度

2種類のユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）が存在するが、サービス提供の維持が困難となった不可欠サービスの交付金支援が主目的

第一号基礎的電気通信役務



加入電話・公衆電話・緊急通報

採算地域での競争が進み、NTTの内部相互補助による**不採算地域**でのサービス維持が困難となったこと

第二号基礎的電気通信役務



FTTH・CATV(HFC方式)・ワイヤレス固定BB(専用型)

人口減少の進展に伴う利用者数の減少等の理由によりローカル事業者の採算性が悪化し、**地方におけるサービス維持が困難となりつつあること**

対象役務

制度導入
背景・契機

固定ブロードバンドのユニバーサルサービス化

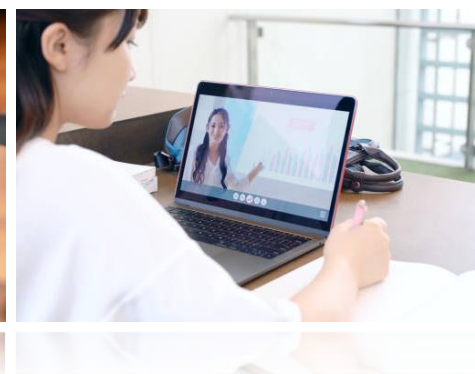
以下のような社会的背景を踏まえて、2022年の電気通信事業法改正により 固定ブロードバンドサービスを新たに基礎的電気通信役務に指定

- 我が国が目指す未来社会である Society5.0¹においては、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方や暮らしを実現することが期待されており、そのためには、**テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等**のデジタル技術の活用が不可欠な役割を果たすものと想定されている。
- また、令和3年5月に成立したデジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）では、「全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現」が基本理念として掲げられており、**テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等**のデジタル技術のメリットを、全ての国民が、地理的な制約等に関わらず享受できる環境を実現していくことが、国の基本的な責務として定められている²。
- 更に、現在、新型コロナウイルス感染症への効果的な対処を図るため、対面による接触を前提とせず社会経済活動の持続的な実施を可能とする「新たな日常」を構築することが求められており³、その上でも、**テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等**が不可欠な役割を果たすと考えられる。

目指すべき社会像において、不可欠とされた役割



テレワーク



遠隔教育



遠隔医療

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめ（2022年2月2日）

**単に「国民が広く利用しているサービス」ではなく、
新たな時代の社会基盤となるインフラ・サービス・プラットフォームへの
「情報アクセス権の確保」という観点での制度検討が必要**

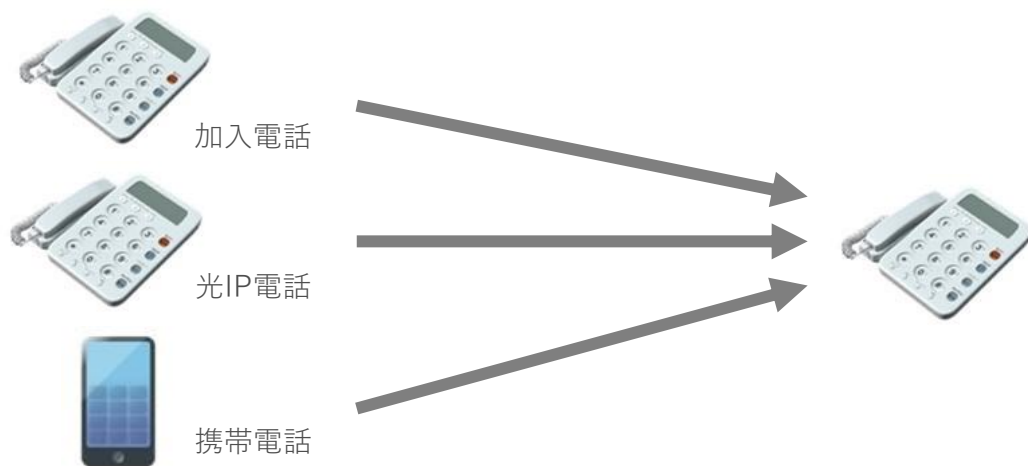
固定電話の扱い

固定電話は依然として社会的に根付き、全国的な維持が必要と考える 当面は電話のあまねく責務も維持が必要

また、加入電話は、携帯電話や光IP電話等の急速に普及する新規かつ多様な音声伝送サービスとの相互接続性を確保していることから、あまねく日本全国をカバーしていることと相まって、当初はサービスエリアの広がりが制約されるこれらのサービスの利用者における通信の完結にも、引き続き重要な役割を果たしていると考えられる。

出典：ユニバーサルサービス制度の在り方について答申（2008年12月16日）

加入電話は通信の完結に重要な役割



固定電話(加入電話・光IP電話)のニーズは
依然として約6,000万残存

発信数は減少するも、主に着信先として
依然として社会的に不可欠な存在

- 役所
 - 企業
 - 病院
 - 宿泊施設
 - 飲食店 . . .
- } 0AB-J番号・位置固定利用

固定電話を着信先とする通信は、 通信回数で約半数、通信時間で4割弱を占める

図表 I-9 相互通信状況 (通信回数)

(単位：億回)

発信		着信		合計
		加入電話・ISDN	IP電話	
固定系	加入電話	32.9 (37.3) 5.1% (5.6%)	1.3 (1.2) 0.2% (0.2%)	84.2 (97.2) 13.1% (14.6%)
	公衆電話	0.3 (0.3) 0.0% (0.0%)		
	ISDN	36.6 (42.1) 5.7% (6.3%)		
IP電話		106.1 (108.7) 16.5% (16.3%)	14.0 (13.5) 2.2% (2.0%)	157.0 (157.0) 24.3% (23.6%)
携帯電話・PHS		35.9 (37.9) 5.6% (5.7%)	72.9 (71.7) 11.3% (10.8%)	403.8 (412.4) 62.6% (61.9%)
合計		211.9 (226.3) 32.8% (33.9%)	88.2 (86.4) 13.7% (13.0%)	645.0 (666.6) 100.0% (100.0%)

(注) 1 着信欄の「IP電話」及び「携帯電話・PHS」では、システム上発信側が加入電話、公衆電話、ISDNのいずれであるか識別できない。

2 上段は通信回数、下段は相互通信合計に占めるシェア、()内は前年度の数値。

図表 I-10 相互通信状況 (通信時間)

(単位：百万時間)

発信		着信		合計
		加入電話・ISDN	IP電話	
固定系	加入電話	95.7 (111.6) 3.4% (3.8%)	4.2 (4.1) 0.2% (0.2%)	234.8 (272.8) 8.3% (9.2%)
	公衆電話	0.8 (0.9) 0.0% (0.0%)		
	ISDN	89.0 (100.7) 3.2% (3.4%)		
IP電話		269.3 (286.8) 9.5% (9.6%)	52.8 (52.4) 1.9% (1.8%)	449.9 (460.7) 15.9% (15.5%)
携帯電話・PHS		167.9 (178.6) 6.0% (6.0%)	345.1 (355.0) 12.2% (11.9%)	2,136.3 (2,241.1) 75.7% (75.3%)
合計		622.7 (678.6) 22.1% (22.8%)	402.2 (411.5) 14.3% (13.8%)	2,821.1 (2,974.6) 100.0% (100.0%)

(注) 1 着信欄の「IP電話」及び「携帯電話・PHS」では、システム上発信側が加入電話、公衆電話、ISDNのいずれであるか識別できない。

2 上段は通信時間、下段は相互通信合計に占めるシェア、()内は前年度の数値。

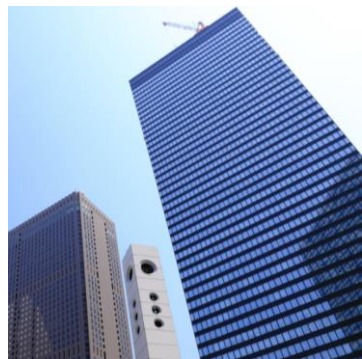
総通信回数の **46.5%**

総通信時間の **36.4%**

情報アクセス権の確保に必要なもの

NTTしか持ち得ない「特別な資産」

**NTTの線路敷設基盤等（特別な資産）は
30年の年月・25兆円もの費用をかけ、築き上げた国民の財産**



土地
約17.3km²



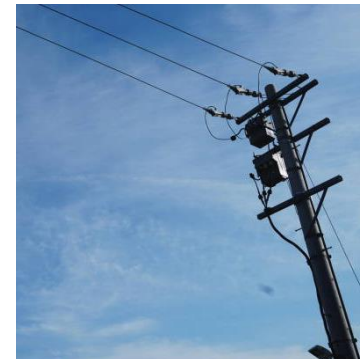
局舎
約7,000ビル



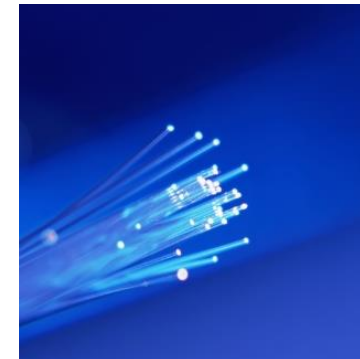
とう道
約650km



管路
約60万km



電柱
約1,190万本



光ファイバ
約110万km

東京ドーム
約370個分

全国交番の数
(約6,000)を上回る

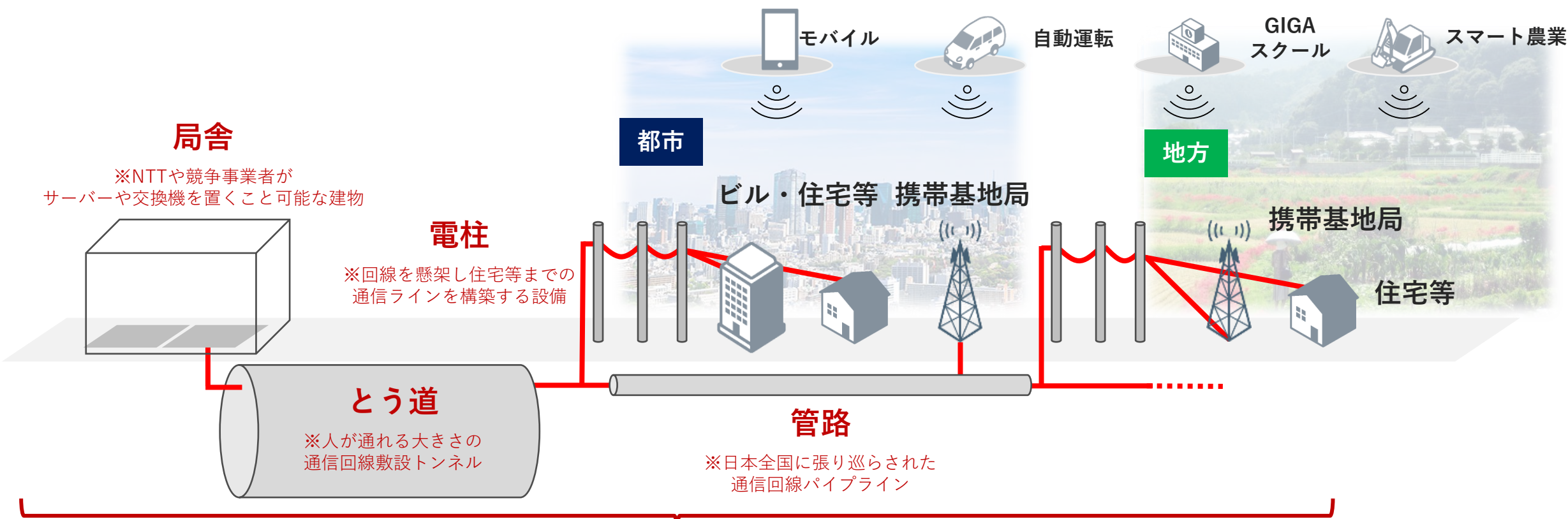
東京の地下鉄
総延長の約2倍

地球
15周半

国民
10人に1本

月までの距離
約3倍

NTTの「特別な資産」は、我が国のあらゆる通信を支える基盤



【特別な資産】

光ファイバ網の位置付け

通信に求められる役割はコミュニケーションにとどまらず
今後の我が国のデジタル実装を進めるための通信インフラ基盤



「光ファイバ網」は不可欠

政策的にも、固定ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化を一手段とし、光ファイバの世帯カバー率99.9%を目指しているところ

(1) 固定ブロードバンド(光ファイバ等)

4

整備方針

※ 主な改訂内容は赤字

【未整備地域の解消】

- 2027年度末までに世帯カバー率 **99.9%** (未整備世帯約5万世帯) を目指す。

※ 当面の目標としていた「2030年までに世帯カバー率99.9%」を前倒し。加えて更なる前倒しを追求。

具体的施策

※ 主な改訂内容は赤字

1 未整備地域の解消

- 補助金※¹により、離島をはじめとする条件不利地域等における光ファイバ等の整備を促進
- この際、離島の海底ケーブル等に対する更なる支援の在り方を検討するとともに、**光ファイバ整備が2024年度以降となる学校には、2023年度中に5G環境の整備を促進**※²

※¹ 高度無線環境整備推進事業 令和5年度予算額:42.0億円、令和4年度補正予算額:28.4億円

※² 携帯電話等エリア整備事業 令和5年度予算額:18.0億円、令和4年度補正予算額:10.0億円

2 公設設備の民設移行

- 補助金※¹やユニバーサルサービス交付金制度の活用により、早期かつ円滑な民設移行を促進

不採算エリアの撤退回避と未整備エリアの整備推進を目指す

エリア毎のサービスイメージ

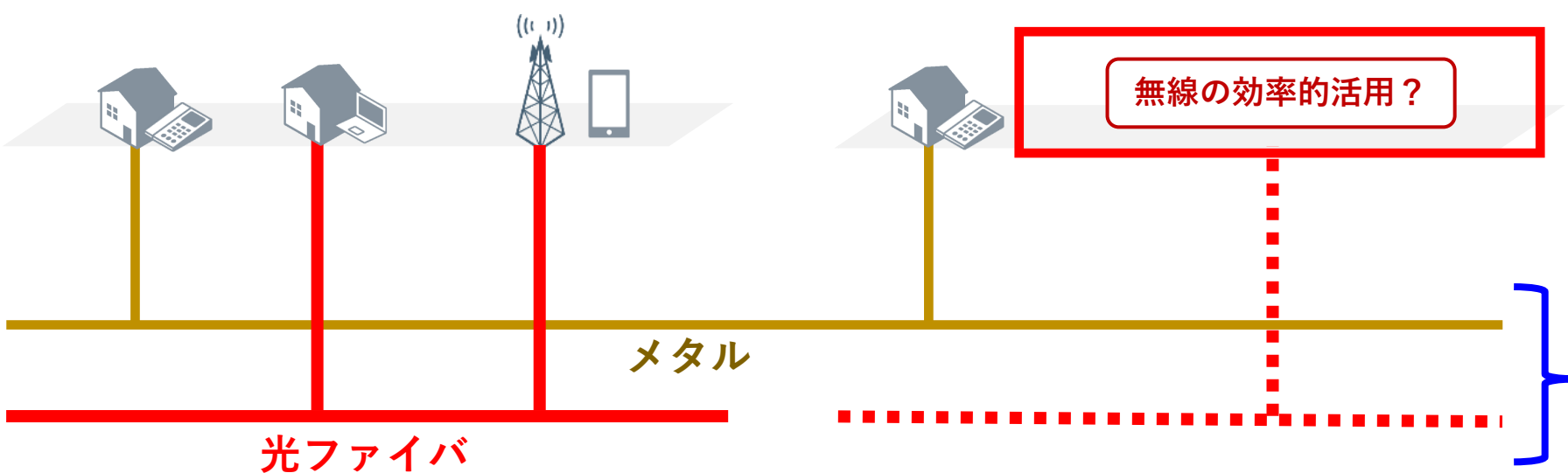
光提供済エリア



光未提供エリア



提供		: 第一号基礎的電気通信役務
提供	未提供	: 第二号基礎的電気通信役務
提供	未提供	: その他役務



効率的な提供のため
「情報アクセス権の確保」
を損なわない範囲で
無線の活用も考えられる

基幹インフラとして
全国的な設備維持が必須

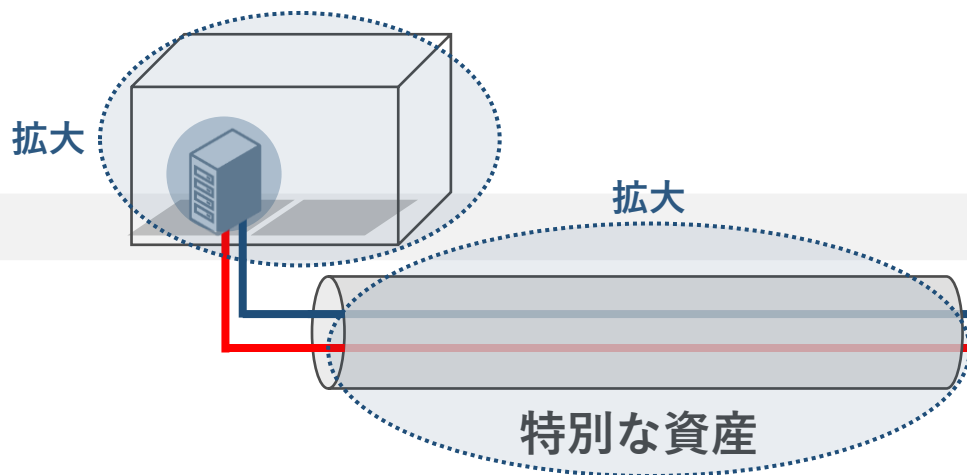
「特別な資産」を有するNTTには、一定の責務を課すことが必要
メタルと異なる事情から、当面は最終保障提供責務とすることが合理的
(ただし、既存のNTT光エリアや線路敷設基盤を縮退させない制度設計が必要)



ユニバーサルサービスの安定的提供と「特別な資産」の確実な維持の観点で
当該資産の保護やブロードバンドの最終保障提供責務について**法的担保が必要**

譲渡・担保制限

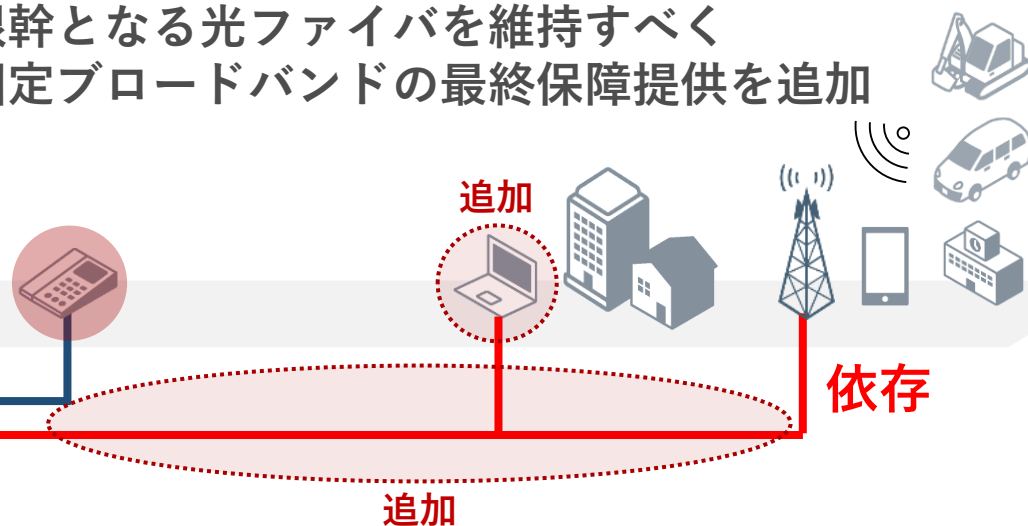
現状：電気通信幹線路・重要な電気通信設備
⇒線路敷設基盤まで拡大



重要設備対象を線路敷設基盤に拡大し
「特別な資産」を保護

責務

現状：電話のあまねく
⇒根幹となる光ファイバを維持すべく
固定ブロードバンドの最終保障提供を追加

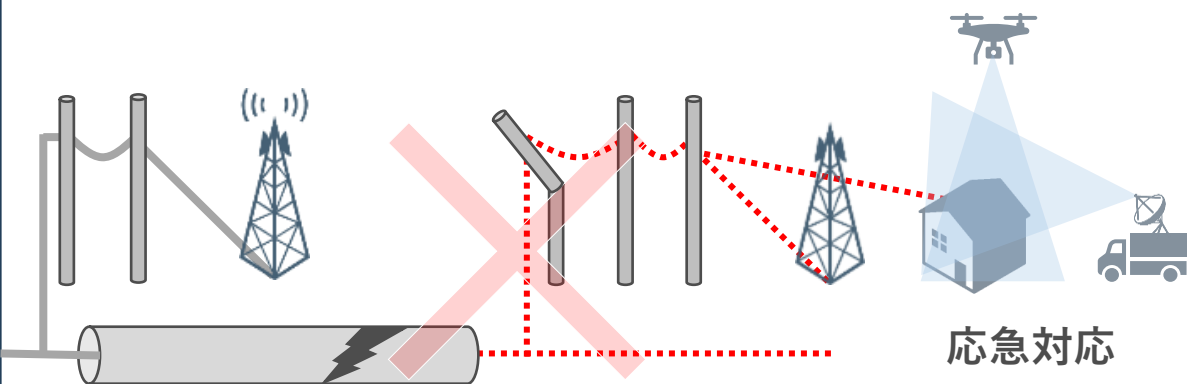


NTT東西へ固定ブロードバンドの
最終保障提供責務を追加

特別な資産の保護の必要性

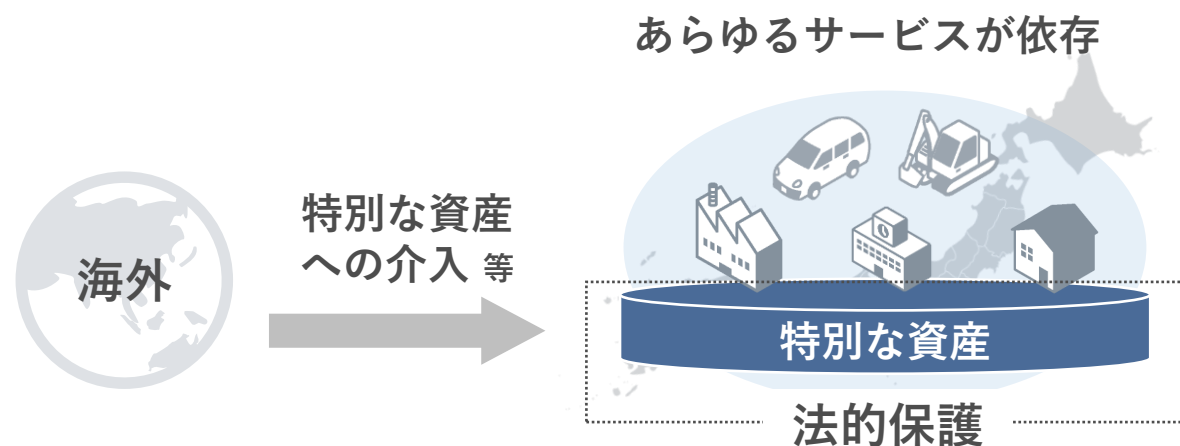
平時は勿論、災害や安全保障上の脅威に対して特別な資産を法的に保護し我が国の通信の安定性ととともに、安全性・信頼性を確保することが必要

安定的な提供（通信インフラ強靱化）



携帯電話の本格的な復旧には、基地局までの光ファイバや電柱管路などの補修が必要

安全性・信頼性の確保（経済安全保障）



- 我が国の社会経済活動の維持に不可欠な通信の**自律性を確保**（＝他国へ依存しない）
- 安定的なサービス提供を**他国から妨害されない**

自己設備設置規定による安定的な運用

様々な事業者が依存する基幹インフラを独占的に保有するNTT東西には、自己設備設置規定の維持による確実な保守・運用の構造的確保が必要

現在のNTTサービスの一部を、他者設備を用いて提供した場合

【自己設備】

【他者設備】

局舎

電柱

とう道

管路

自社で完結した保守・運用

保守・運用を他者に依存

安定的なサービス提供を受けられない懸念

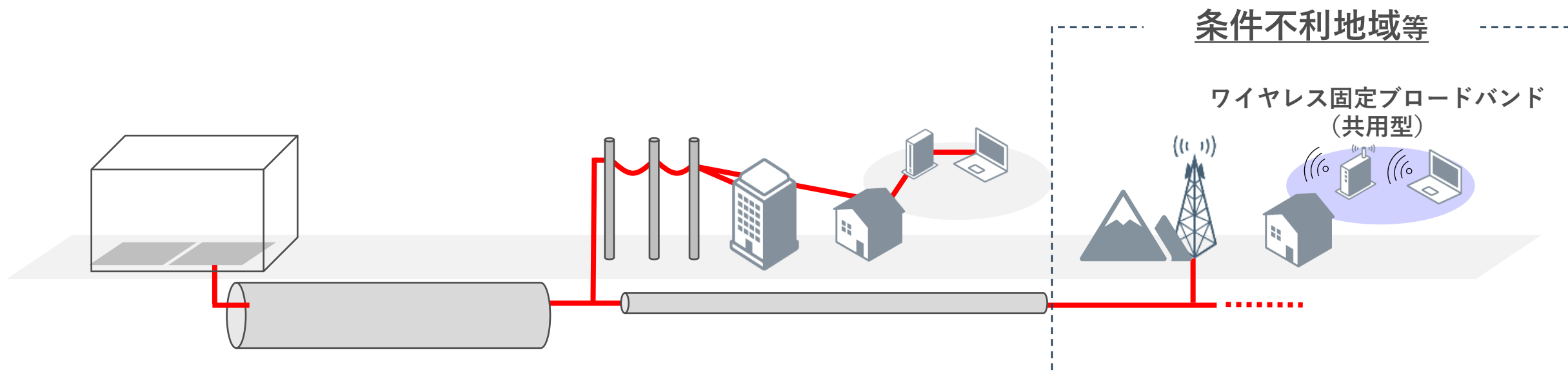
※NTT法上のインフラに関する各種規定（自己設備設置規定、重要設備の譲渡・担保制限等）はNTT東西によるグループ内他事業者への設備譲渡等によるシェア低下に起因する第一種指定電気通信設備制度の規制（加入者回線専有率50%超への規制）回避抑止に寄与していることにも留意が必要

携帯電話の指定の是非について

ユニバーサルサービスの効率的な提供

効率的な提供・技術中立性の観点から、
ラストワンマイルの無線技術※の活用を否定はしない

※ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を含む



競争中立性・国民負担の観点からも
 ユニバーサルサービス制度は、ナショナルミニマムであるべきであり、
 無線の活用はラストワンマイルにおける効果的な提供に資する

固定ブロードバンドとしての活用について

無線の技術特性による品質面も考慮し、 どのような制度設計が可能か詳細な検討が必要

また、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的役務に位置付けることについて検討する場合、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者也カバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係等について整理が必要となる¹³。

なお、仮にワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的役務に位置付けた場合、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)がカバーするエリアの拡大によって、第二種交付金における支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」¹⁴として認められる地域が過度に少なくなり、必要な地域に支援が行き届かなくなることも懸念され、この点についても整理が必要となる。

出典：ブロードバンドサービスに係る 基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（2023年2月7日）

不特定多数の接続による品質低下のほか、
モバイルは面的エリアカバーを目的とした
サービス設計を行っているため
固定地点での利用を保証しておらず、
屋内での利用をどのように確保するかも課題



建物の影・密集地域の屋内などについては、
技術上通信が不安定となる懸念

ユニバーサルサービスに何を指定すべきか

携帯電話・モバイルブロードバンドについて、
広く利用されていることは理解するも、
以下の理由から、**ユニバーサルサービスとしての指定は考えにくい**

- ① 担保措置は必要最小限であるべき
- ② 指定に伴う政策的なメリットの欠如
- ③ 災害時の利用と指定有無は無関係

担保措置は必要最小限であるべき

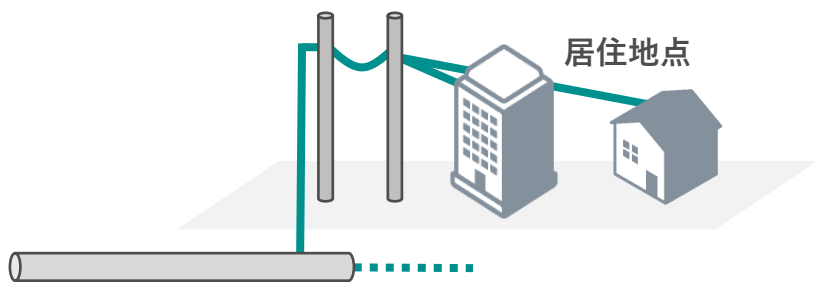
競争による促進を超えた面的エリアカバーの拡大や
モビリティの確保を政策目標とし、

制度を拡大することは、国民の負担増大にも繋がり適切ではない

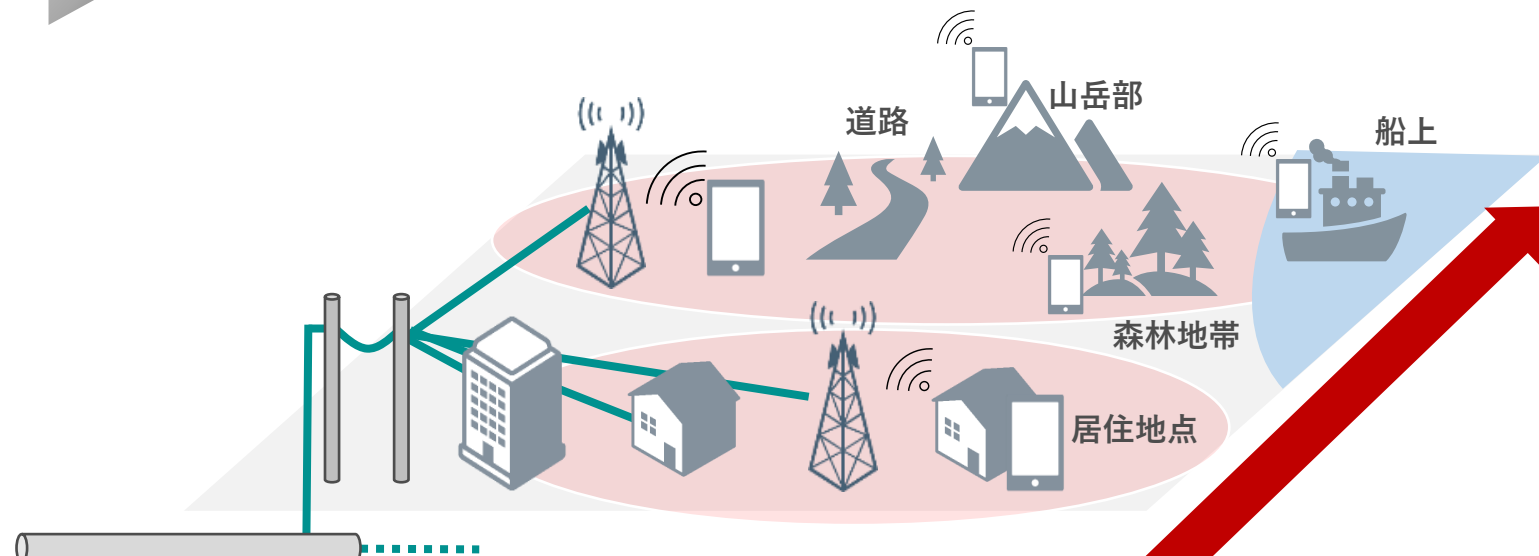
ユニバーサルサービス制度の役務の範囲・措置は必要最小限であるべき

ユニバーサルサービス = 固定

ユニバーサルサービス = モバイル？



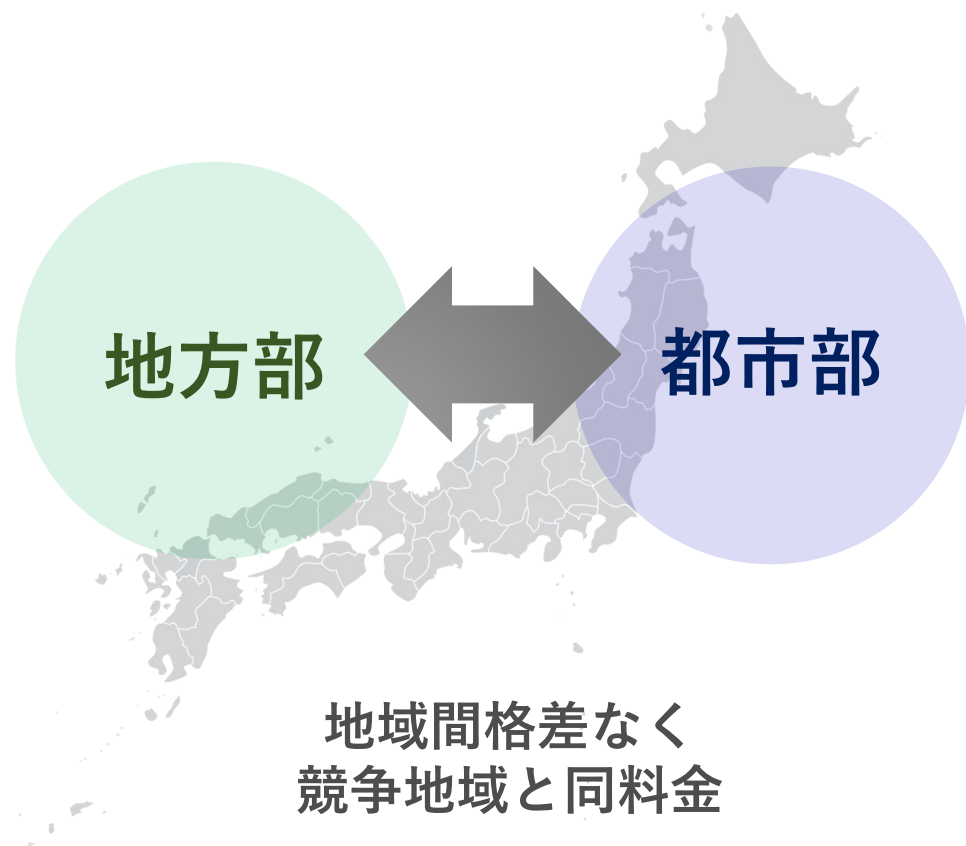
役務・担保措置の範囲



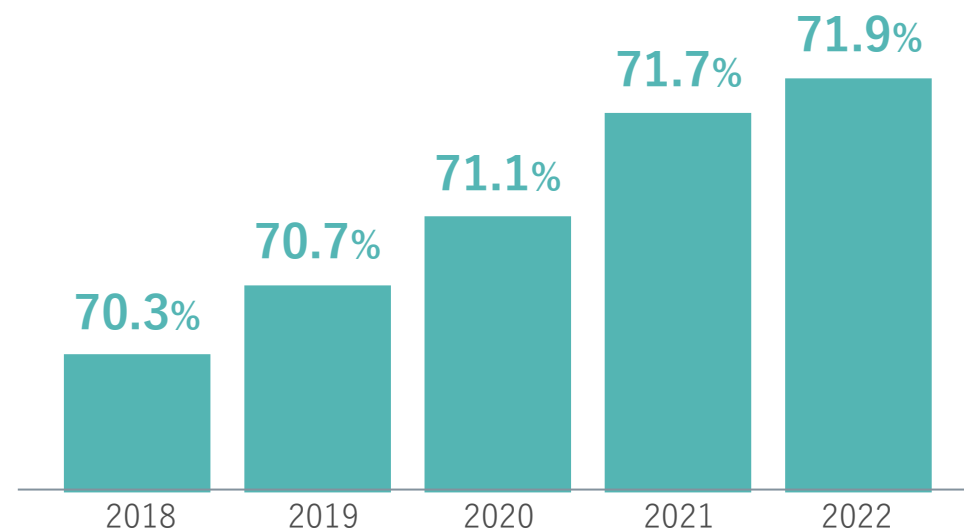
役務・担保措置の範囲

指定に伴う政策的なメリットの欠如

既に地域間格差なく競争地域と同じ料金で利用が可能であり、
エリア縮小のような事象もなく、**指定することにより期待される効果がない**



当社面積カバー率の推移



エリア縮小の事例はない

災害時の利用と指定有無の関係性

災害時の通信確保は重要と考えるが、ユニバーサルサービス制度の趣旨と異なる

(能登半島地震では、衛星による応急復旧を行なったが、
そもそも完全復旧には「光ファイバ」が不可欠)

1 ユニバーサルサービスとは、「国民生活に不可欠なサービスであり、誰もが利用可能な料金など適切な条件で、あまねく日本全国において公平かつ安定的な提供の確保が図られるべきサービス」と位置づけられている。また、ユニバーサルサービス政策の目標は、ユニバーサルサービスについて地理的格差の発生を防止することとされてきた。—

出典：ユニバーサルサービス基金制度の在り方 答申（2005年10月25日）

ユニバーサルサービスの政策目標は
「地理的格差の発生防止」

令和6年能登半島地震における、当社復旧活動の状況



可搬型衛星
アンテナ

可搬型発電機

移動基地局車

移動電源車

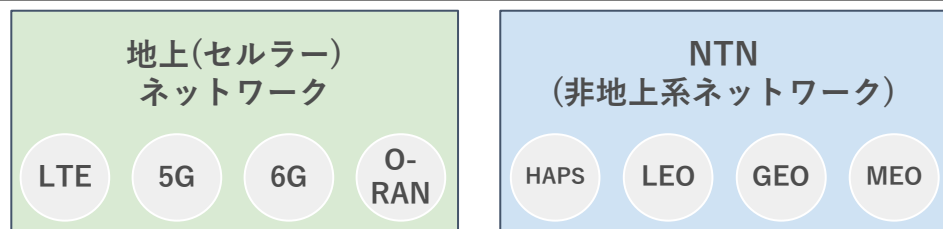
可搬型基地局

有線給電
ドローン

可搬型機材を中心に既設の基地局エリアを応急復旧

NTN（HAPS・衛星）に関しては、現時点でユニバーサルサービスとしての是非を論じるのは尚早（通信の冗長性確保等、他の政策におけるNTNの在り方の検討は有用）

当社のユビキタスネットワーク構想



ユビキタスネットワーク

あらゆる通信技術を一つに統合
どこでもシームレスに繋がるネットワーク

ユースケースに合わせ通信をどこでも提供



当社ではユビキタスコネクティビティを実現するためNTNの取り組みをまさに進めているところ

NTNの具体的状況

HAPS

現時点で、ジェット気流や緯度（日照時間）の関係から日本における成層圏の常時運用を前提とした大規模展開は見えていない

衛星

情報通信審議会にて技術的検討を行っている段階であり、具体的な展開はこれからの状況（**海外事業者のサービスについては安全保障面等の課題も存在**）

➡ NTNはユニバーサルサービスの前提である基本的3要件も議論できる段階にはない

モバイルを軸としたユニバーサルサービスは 国民や地方ファーストでなく、NTTファーストになる懸念が高い

①都市部と地方部の サービス差異の発生 (デジタルデバイド)

- ✓ ベストエフォートであるモバイルによる役務提供が中心となる地方部と、安定した品質が確保された有線も選択できる都市部との間で、利用できるサービスに差異が生じてしまう懸念
(モバイルの品質を考慮し、不可欠サービスの基準(速度等)を下げる場合も問題であり、品質やエリア保証を求められる場合は技術的課題・国民負担の増大等の懸念がある)

②基幹インフラの撤去・縮退

- ✓ 移動体事業者によるモバイルでの役務提供保障を軸とした規律となることに伴い、NTTの特別な資産に関する規律が弱まり、不採算地域を中心に基幹インフラの撤去・縮退が進む懸念

③地方事業者の衰退 (地域メディアとしての機能低下)

- ✓ 地方において特別な資産(線路敷設基盤)が確保されず、CATV等の有線サービス事業者が衰退し、これら事業者が有する地域メディアとしての機能が失われる懸念

④競争中立性の喪失 (NTTドコモの競争優位性に関する懸念)

- ✓ NTT持株並びにNTT東西と資本が一体であるNTTドコモは、NTT東西からの光ファイバの貸出料金水準の影響を受けづらい(同一グループ内の資金移動にすぎないため)ことから、ユニバーサルサービスとしてのエリア・品質確保において優位となる懸念(あわせて、NTT東西の光ファイバ貸出料金の高止まりを招く懸念)
- ✓ 光ファイバの仕様・提供条件(整備計画・設備貸出条件等)がNTTドコモのサービス展開にとって有利なものになる等により公正競争が損なわれる懸念
→NTTグループの在り方(資本の在り方等)の検討も必要

在るべき法形式の在り方

電電公社の特殊会社化（民営化）の背景

電電公社の特殊会社化は、政府が必要な事業の能率的経営を行わせるという目的があり、経営の自由を完全に委ねるものではない

民営化後であっても、**公共性・公益性の極めて高い特別な資産はNTTの一存で自由に取り扱うことが認められるべきものではない**

イ 現業・特殊法人等

現業等の政府直営事業の公社・公団・公庫等の特殊法人等いわゆる官業は、民業に対する補完のほか、行政の代行など幅広い機能を持つものであり、公共性と企業性の調和という理念に基づき設置されている。しかし、現状はこの理念が十分に実現されず、非能率、不採算等多くの問題を抱え、また社会・経済情報の変化や民間活動の発達に伴い、官業としての存在理由を問われているものも少なくない。したがって、これら現業・特殊法人等については、それぞれの問題に応じ、経営形態の改革、官民の事業分野の調整、経営の合理化等抜本的な行政が行われなければならない。

(ア) 国鉄、電電、専売三公社については、政治的関与や監督機関の介入、惰性的経営等を排して、経営を刷新し自立的で創意に富む経営が行われるよう、経営形態を国鉄については分割・民営化、電電公社については再編成・民営化、専売公社については民営化するとともに、適切な競争条件を設定する。

もともと公社事業は「公共性」を含み
公共性と企業性の調和がその理念



しかしながら、
公社には非能率・不採算などの
多くの問題を抱えていることから、
経営形態の改革、経営の合理化などの
抜本的行政が必要とされた

臨時行政調査会 行政改革に関する第五次答申（最終答申）（1983年3月14日）

競争促進の観点から、NTTのような特殊会社を除き、 事業推進の著しい制約となる**退出規制をかけることは適切ではない**

電気通信事業法 第一条（目的）

この法律は、電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

- なお、有線ブロードバンドサービスを提供している事業者は、**公設公営の自治体や特殊会社²⁵であるNTT東西を別とすれば、一般の民間企業であり、このような事業者に対して不採算地域におけるサービス提供を法的に義務付ける（新たな交付金制度への申請を義務化した上で、支援対象区域からの撤退を禁止する）ことは、法制的に困難であると考えられる。**このため、新

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（2022年2月2日）

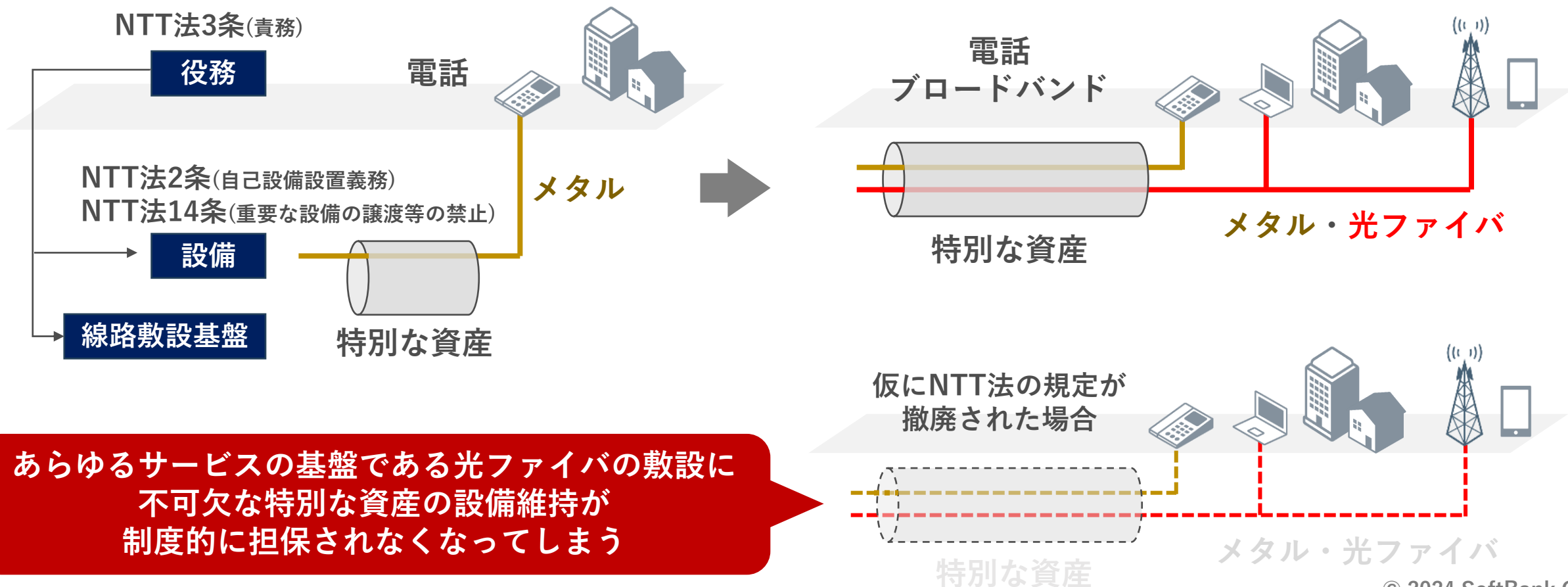
競争の促進を目的とする電気通信事業法での
退出規制は馴染まない

公設公営の自治体や特殊会社(NTT)を除いた
一般の民間企業に対して、
撤退を禁止することは法的に困難

仮に1社提供事業者（NTTを除く）に退出規制を課した場合、
エリア拡大のインセンティブが減少し、未整備エリアの解消につながらない懸念がある

NTT法規定がもたらす効果

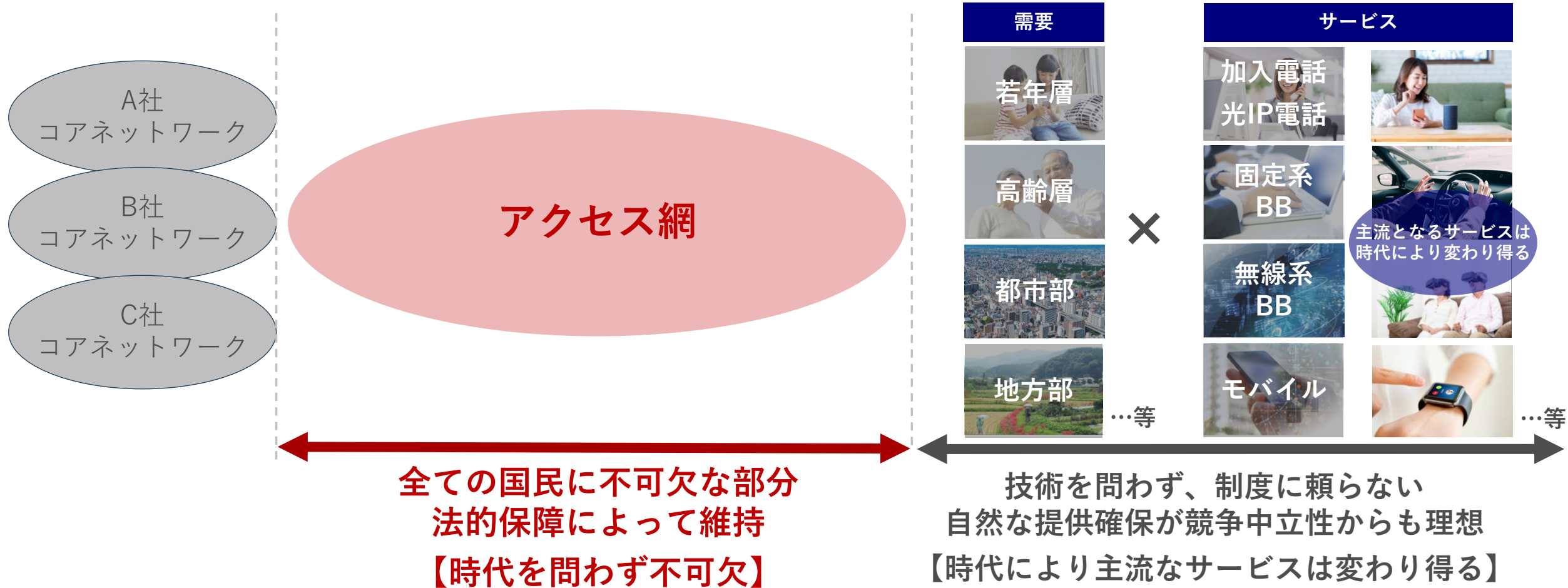
電話のあまねく日本全国における提供確保の責務は、
設備に関する規定と合わせ、「特別な資産」を維持する効果を有している
(インフラを保護する役割もあり、単なる電話サービス確保の規定にとどまらない)



あらゆるサービスの基盤である光ファイバの敷設に
不可欠な特別な資産の設備維持が
制度的に担保されなくなってしまう

不可欠サービスの提供は、制度に頼らず競争を通じて自然と担保されることが理想

将来的には、**最低限のインフラやネットワークを維持する制度へ昇華させ、ユニバーサルアクセス(アクセス網としての通信確保)への移行を目指すことも検討すべき**



NTT法（インフラ確保）と電気通信事業法（役務確保）の両輪で
国民生活に不可欠なサービスの確保を図るべき

NTT法

- あまねく電話の責務、自己設備設置義務を通じた、全国的な通信インフラの確保
- 基幹インフラである「光ファイバ網」の全国的な提供を確保
- 特別な資産の保護、次世代への引き継ぎ

電気通信事業法

- 不可欠性がありながら、競争環境下ではサービス提供の維持が困難な役務を基礎的電気通信役務として指定し、交付金にて役務の提供を確保
(競争中立性の観点から、基礎的電気通信役務の範囲は最小限とする)

「特別な資産」の保護や退出規制は電気通信事業法では馴染まないため
法律の統合は不適切（NTT法による規定は必要）

Appendix



- 無線を活用した、ワイヤレス固定BB(共用型)のサービス
- 契約時に登録した固定地点でのみ利用可能
- ベストエフォート方式（通信環境や時間帯により速度が左右される）

提供制約

事前に、ご契約住所の確認を行った結果、提供エリア内であっても、電波の特性上※、サービスを提供できない場合あり

SoftBank Air

ご指定の住所は提供エリアです



ご留意事項

お申し込み受付後に行う設備状況確認の結果などにより、サービスのご利用をお待ちいただいたり、サービスをご利用いただけない場合があります。

SoftBank Air

ご指定の住所には現在提供していません

※電波の特性上、通常繋がりにくいエリア

- ✓ 高層階(11階以上)、半地下
- ✓ 混雑エリア(密集住宅地等)
- ✓ ビルの陰、構造上電波が届きにくい住宅等

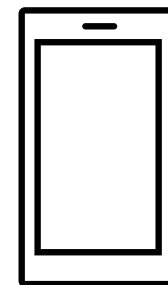
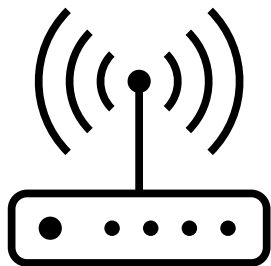
無線サービスの比較

ワイヤレス固定BB
(専用型)

ワイヤレス固定BB
(共用型)

モバイルwi-fiルータ

モバイル



固定地点

固定地点

モビリティ

モビリティ

世帯

世帯

世帯/個人

個人

無制限

無制限

3GB～無制限
※当社プランの例

1GB～無制限
(データシェアは50GBまで)
※当社プランの例

ユーザの利用集中を制限し
通信の安定を確保

事前に提供エリアの判定を実施

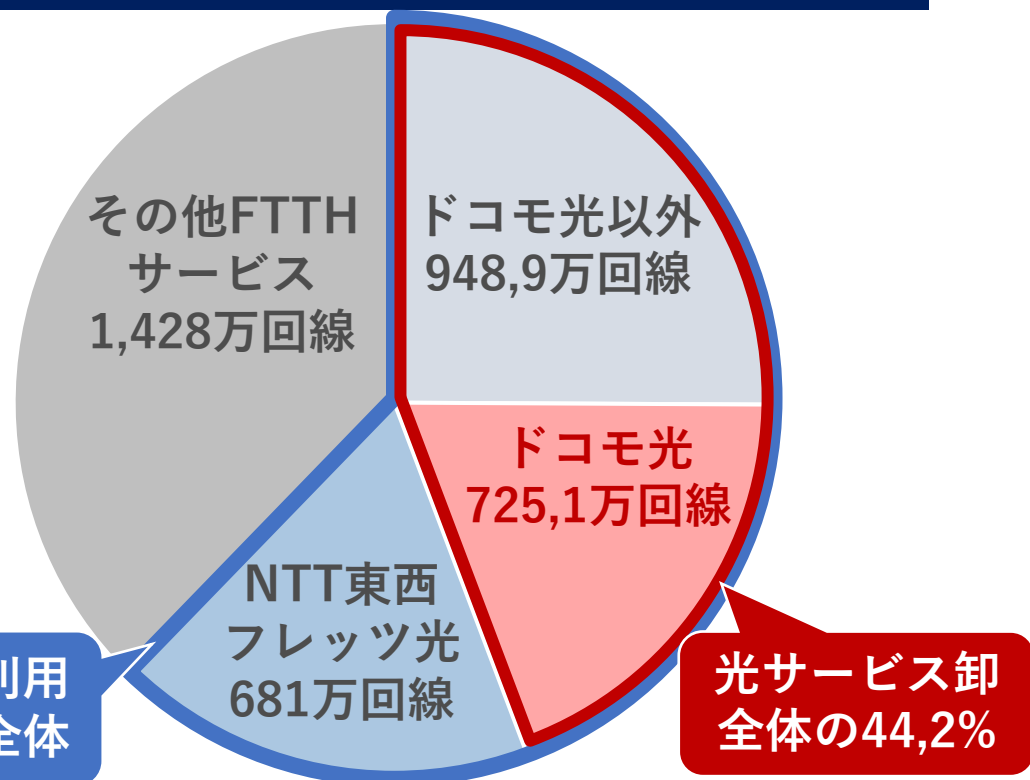
-

-

NTT一体化により加速する問題点

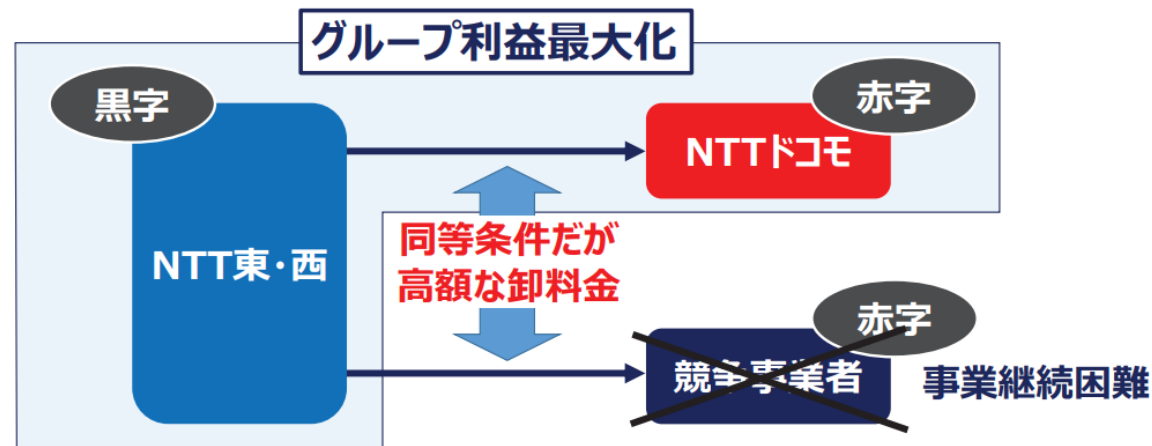
利用者向けのFTTH提供にあたり光サービス卸の比率が高まっているが、NTT東西とNTTドコモの資本一体化（2020年）に伴い、料金低廉化インセンティブが生じにくい構造

FTTH契約数



NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化

卸料金高止まりにより、NTTドコモの利益が圧縮された場合もNTTグループの利益は最大化可能（グループ内での内部相互補助も可能な構造）



累次の公正競争条件の実効性確保

公正競争条件は制度的に担保されたものではなく、
事前の議論なく反故にされた事例（NTTドコモの完全子会社化）が存在
「第三者による検証体制の強化」「制度化」等による実効性確保が必要

②NTTによる競争政策の一方向的な反故（1/6）

13

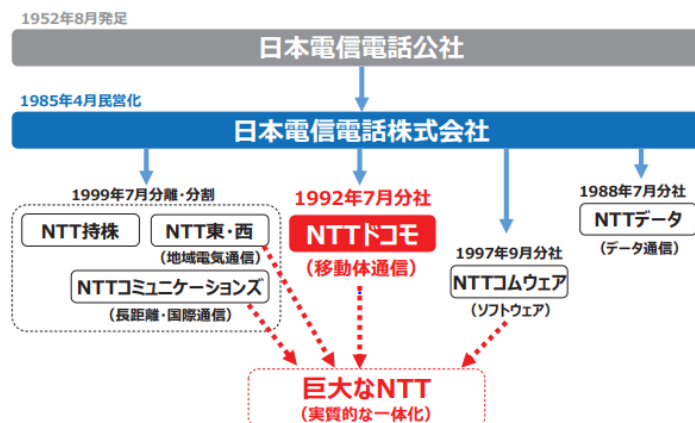
NTTドコモの完全子会社化はそもそも**NTT法に定める
NTT持株の目的・事業内容にそぐわないもの**

また、NTTの在り方を巡る政策議論を踏まえて公表された
政府措置等の**「完全民営化」「出資比率の低下」の方針に逆行**

NTT持株の目的・事業内容

NTT東・西が発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社

- ①NTT東・西株式の保有等
- ②NTT東・西に対する助言・あっせん等の援助
- ③電気通信技術に関する研究の実施
- ④その附帯業務



NTTのあるべき姿は、会社の「目的」としてNTT法で規定
その目的は特別な資産を有することに基づき、**現在かつ将来にわたり不変**

NTTのあるべき姿
(目的)

安定的な電気通信の提供の確保

地域電気通信事業の経営

(目的)

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。

NTT法の規定を事業法に含めることの問題点

主に以下理由から、NTT法の規定を電気通信事業法に統合することに反対

1. NTTの組織の在り方や責務等（現行NTT法に規定されている事項や今後追加的に必要となる事項双方を含む）について、その全てをあまねく通信事業者を対象とする電気通信事業法に包含することは極めて困難であり、その実現について現時点で確証がないこと
（包含が困難である例）
 - ✓ シェア等に基づく非対称規制である事業法における禁止行為規定に、特別な資産を有することを規制要因とするNTTの組織規程を加えることは不可能（シェア等を基準とした場合、制度設計如何によって規制逃れの抜け道も存在し得る）
 - ✓ 電気通信事業者ではないNTT持株会社の規定を盛り込むことは不可能
 - ✓ 特別な資産を有する限り、NTT法の役割が完遂されることはなく、私権を制限する強制力ある規定（公正競争観点以外を含む）に事業法は不向きなこと 等
2. 現行のNTT法で各種規定ができているにもかかわらず、あえて別法律（事業法等）に移す必要性は一切ないこと（仮に可能であったとしても、法整備作業に多大な労力を要するのみ）
3. 自民党関連PTの提言では、政府保有株式の売却是非については特別な資産の公共性や経済安全保障の観点で別途政策的判断が必要とされていることから、議論開始当初に想定されていたNTT法廃止の論拠を失っていること
（なお、仮に政府保有株式を売却した場合でも当社はNTT法が必要との考え）

